



計画相談支援サービスが利用者に十分に行き届くよう、令和8年度も引き続き、相談支援事業所への人件費補助や相談支援専門員の定着支援、障害児相談支援の導入促進支援を集中的に実施し、人材の確保及び体制の強化を図る。

■神戸市独自の3つの補助（153,350千円）

1. 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金
2. 神戸市相談支援専門員定着支援補助金
3. 神戸市障害児相談支援促進補助金

■事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

計画相談支援導入推進に向けた補助について

【補助の概要】

①神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金

- ・ R6年5月からR9年3月までに相談支援専門員を雇用・配置した事業所に対して、増員した人件費の 4分の3 を補助（上限300万円〔障害児については上限400万円〕）

※令和8年度中で雇用・配置してから2年を超えない期間について補助

②神戸市相談支援専門員定着支援補助金

- ・ 相談支援専門員歴 5年以内の方に対して、一月あたり 9,000円 の給付金を支給
- ・ **【拡充】** 相談支援専門員歴 6～7年の方に対して、一月あたり 15,000円 の給付金を支給

③神戸市障害児相談支援促進補助金

- ・ 障害児が 初めて計画相談を利用する場合、当該支援を実施した事業所に1件あたり 10,000円 を補助

※ ①～③のそれぞれに補助の要件があります。（4月以降、ホームページに掲載）



詳細につきましては、4月以降、ホームページにてお知らせいたします。
ホームページへの情報掲載後、ご不明な点につきましては、以下にお問合せ
ください。

■お問い合わせ

神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当

電話：078-322-6332

（平日9：00～12：00、13：00～17：00）

メールアドレス：soudan_gyakutai@city.kobe.lg.jp